

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年12月3日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年12月17日から平成23年1月6日まで縦覧に供する。

平成22年12月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）乙井川北地区	さぬき市建設経済部 土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中央通地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下屋地区	”